

<h1 style="text-align: center;">全法労協 だより</h1>	2007年 2月20日 61	目次
	全国法律関連労組連絡協議会 東京都新宿区百人町1-23-22-505 法律会計特許一般労組気付(〒169-0073) TEL 03-3363-4095 FAX 03-3363-8146 ホームページ http://www.houkan.com/	日本司法支援センター(法テラス)職員に対し、 アンケートを実施..... 1 2007.1.26日弁連ライブ研修に舞台の 上から参加して..... 3 1/26「全国ライブ研修」に参加して..... 4

日本司法支援センター(法テラス)職員に対し、アンケートを実施

2006年4月に法人組織として設立された「日本司法支援センター」(法テラス)が、同年10月からその業務を開始しました。法テラスは、総合法律支援法に基づき、「民事、刑事を問わず、あまなく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」を目指し、国選弁護関連、民事法律扶助、情報提供などの業務を実施するため、現在、全国に50ヶ所の地方事務所と11ヶ所の地方事務所支部、その他数ヶ所の地域事務所が設置されているとしています。

全法労協には、法テラスの業務開始に前後して、「有期雇用のため将来の雇用継続に不安がある」「賃金が低くて不満である」「残業規定が業務の実情にそぐわない」など、職員からの声が聞こえてきました。このため、法テラス職員との懇談を実施したところ、常勤職員の中に雇用期間が制限される任期付職員が相当数いること、年齢や社会人経験に比して賃金が低いこと、就業時間中で処理しきれない事務量がありながら残業を許されないなど、職員のおかれた状況の一端が見えるとともに、全国にあるいずれの地方事務所などでも同様の問題が生じているだろうことが容易に推測されました。

こうした事態を受けて全法労協は、昨年11月、全ての法テラス地方事務所などに対して緊急のアンケートを実施しました。このアンケートには、20以上(推定)の職場から68名の回答があり、将来の雇用が継続されないのではとの不安や低い賃金への不満と賃金引き上げ、業務の実情に見合う適正な人的配置や残業規定などの制度改善を求めるなど、職員の切実な声が寄せられています。

全法労協では、今後、これら生の声を基に、法テラス職員との協力協同を図りながら、法テラス本部との懇談・要請や法テラスが国の財政的負担を基にしていることから関係省庁への要請などを検討しています。

アンケート結果(抜粋)

賃金額(月額)について

賃金額	正職員	役職付	任期付職員	非常勤	総計
1~50,000				2	2
50,001~100,000				1	1
100,001~150,000	1		7	12	20
150,001~200,000	10		4	4	18
200,001~250,000	6				6
250,001~300,000	2				2
300,001~350,000	1				1
350,001~400,000	3	2			3
400,001~450,000	2				2
総計	25	2	11	19	55



時間外労働（残業）について

1 時間外労働に制限がありますか

ある	37
ない	12
NA	19

2 時間外労働はありますか（していますか）

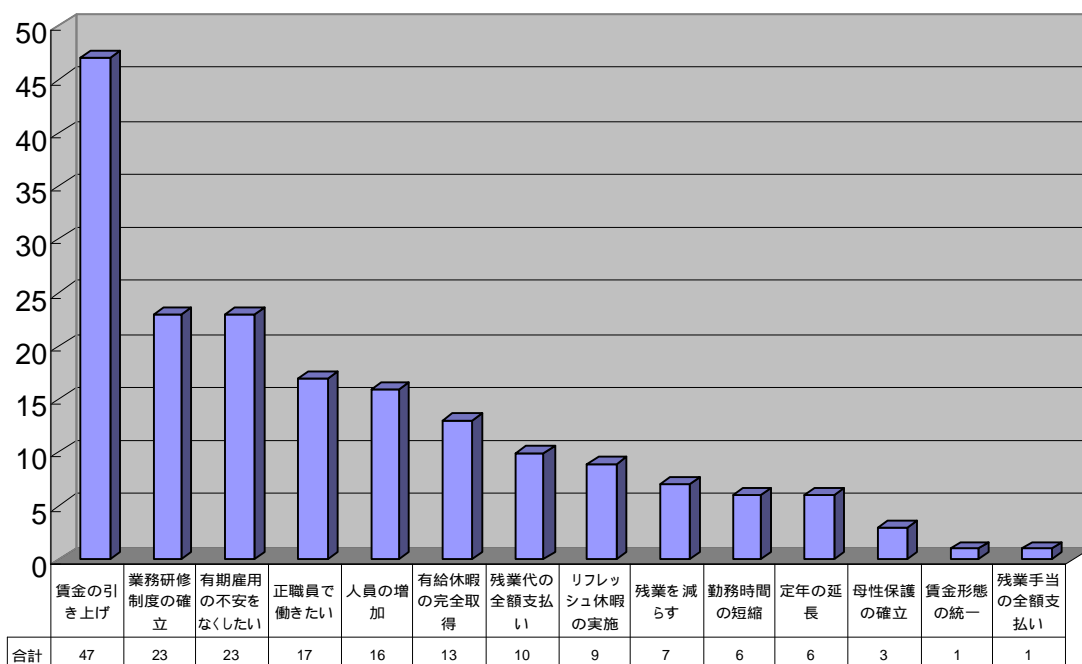
ある	34
ない	15
NA	19

3 時間外労働をしたとき、残業代は支払われますか

全額支払われる	18
上限まで支払われる	17
その他	2
支払われない	2
非常勤なので出ない	1
役付のためなし	1



改善したい労働条件（複数回答あり）



回答者について

20～24歳	3
25～29歳	13
30～34歳	15
35～39歳	12
40～44歳	10
45～49歳	6
50～54歳	2
55～59歳	5
60歳～	1
NA	1

男	18
女	49
NA	1

所属	
スタッフ弁護士付	3
支部	6
地方事務所	59



アンケートに寄せられた声から

四年制大学卒業後、弁護士会正職員等の社会経験がありますが、新規採用職員の初任給以下の給与で、大変悲しく思っております。

次のような点でご指導、ご協力をいただければ幸いです。法テラスはその生い立ちから、低予算、少人数での執行を義務づけられています。そのため、少人数であることに加え、有期雇用、非常勤等の不安定な身分の職員を多く抱えています。結果的に正規職員についても、給与等についてはガマンせざるを得なくなっています。適正な人員と不安定雇用の解消、安心できる給与制度を望みます。司法制度改革の大きな流れの中で法テラスは誕生しました。しかし毎日事務所に閉じこもり電話応対等に追われていると全体情勢に暗くなります。司法制度改革あるいは司法を取り巻く諸情勢についても適宜情報提供いただけると助かります。門外漢でこの仕事に関わり、司法の分野は人権等を扱う分野にもかかわらず、意外と身分の差が目につくところと感じています。せめて司法の分野くらい、格差社会の解消に取り組むことが必要と感じています。

まだまだ「法テラス」の知名度が低いので、テレビコマーシャル等で全国ネットで放送してみたいかがでしょうか。各地方事務所でテレビ出演しています。それなりの効果はありますが、まだ周知が足りないようです。ゴールデンタイムに放送してみたいはどうでしょうか？

はじめに提示された条件が守られていません。法律を守るところなら、約束ぐらい守ってほしいです。

非常勤(1年更新、最長3年までらしい)なので、いつ打ち切られるのか不安です。採用後に正職員雇用の途ありと口頭で言われたのですが、実際にはそんな話はないらしく、少し不安を覚える今日この頃です。全くの新しい組織なので多少の未整備は仕方ないと思うのですが、余りにもいろいろなことが確立されておらず、ビックリしました。かといって臨機応変に対応しようとしても、上の方からいちいちストップがかかり大変でした。お客様にも弁護士事務所の人にも迷惑がかかり、何のための法テラスなんだろうと思うこともありました。

2007.1.26日弁連ライブ研修に舞台の上から参加して

昨年秋頃、事務所の鈴木さんより1月におこなう初の日弁連の事務職員向けライブ研修の話を書きました。講師が一方的に話すだけでなく、相談を受けるところから判決を取るまでの流れを、法律事務所の雰囲気も出しながら説明していくものになる、とのこと。講師は第二東京弁護士会の秋山先生、それに鈴木さん。加えて私がお手伝いに出ることが決まったのですが、自分が何をやる役割なのか一向にわからないまま年が明けました。

1月になって台本らしきものを渡されるも、鈴木さんの「僕はともかく、秋山先生は台本通りやらないかもしれないからねえ」の一言に戦慄。リハーサルでは、秋山先生と鈴木さんの、非常にわかりやすい説明を全国に先んじて聞くことができました。が、私とのやりとりの部分は秋山先生曰く「僕はあまりあれこれ決めるの好きじゃないから。ま、その場の雰囲気でもやってみよう」という方針が決定。え、こういうのってふつう、綿密な打合せとかして台本もきちんとあるものじゃないんでしょうか。全国の人が聞いてちゃうんです

よね。という不安、事実その通りになります。

当日は、2台のカメラと仰々しい機械と弁護士会館のホールがほぼ満杯になるほどの人。さすがに日弁連です。くり返しになりますが、研修の内容は、依頼者の相談を受けるところから始まり、判決を取るまでの流れを、弁護士と事務局のやりとりも交えながらポイントごとに説明していく、というものです。弁護士一人にベテラン事務員、そして入ったばかりで何もわからない事務員が一人の事務所を舞台にすすんでいきます。この「何もわからない事務員」という設定がせめてもの救いでした。何かきかれても「わかりません」でいいわけです。とはいえ入所2年弱の私にとってはほぼそのままですが。

司会もなく、唐突に秋山先生の説明から始まった研修は、果たして舞台上で聞いていても、非常に面白くわかりやすいものでした。訴状の記載についてや弁論主義などは、事務所の弁護士からは一度も受けたことのない説明でしたが、自分が普段おこなっている実務にどういう意味があるのか見えてきます。恥ずかしい話、初めて聞くことも一つや二つではありませんでした。その合間に繰り出される「でね、宮内さん」「ところで宮内さん」という唐突な問いかけに、「うわ、来た」と思いつつ「わかりません」「忘れました」とばかり言っていましたが、ああそういうことだったのかとリアルに納得することがほとんどでした。勿論鈴木さんの話も、具体的な実務の説明に留まらず、事務員の仕事とは何なのか、ということが求められるのかということが普段よりさらに丁寧な口調で語られ、同じ事務所で仕事している私は幸せ(なはず)だなと思直しました。

それにしても、鈴木さんはほぼ台本通りでしたが、秋山先生は無いも同然。たくさんの人を前にして、次に何が飛んでくるかわからない状態で舞台上にいるのはかなりスリリングでした。後で色々な人に「受け答えが自然だった」と言われましたが、当然です。

やはり緊張していたためか、今になってみると覚えていないところも多々あります。ビデオやDVDになったらあらためて聞いてみたいと半分くらい思っています。自分が出ていなければもっとよかったのですが。第二回もぜひ実現したいものです。

(法律会計特許一般労組 宮内鶴代)

1 / 2 6 「全国ライブ研修」に参加して

私は法律事務所で働き始めてまだ4ヶ月足らず。受付と金利計算が主な仕事で、裁判所に書類の提出には行っているものの、自分が何の為のどんな書類を提出したのかさえ、よく分かってない全くの新人です。

普段は(どこの事務所でもそうだと思いますが)次から次にいろんな作業をこなすのが精一杯で、じっくり学ぶ余裕がありません。今回の研修で、1つの事件の受任から終了までを通して学ぶことができたのは非常に勉強になりました。訳もわからずやっていた作業の意味が少し見えてきた気がします。

研修を終えて思ったことは、法律事務というものは一般の事務と比べて、かなり専門知識が必要とされる仕事で、しかも扱う内容は間違いがあってはならないデリケートなもので、書類のやり取り一つにしても決まりがあって、難しい世界だなという事です。これだけ特殊な仕事ならば、認定制度を設けてもおかしくはないし、また、それに見合った待遇であるべきだと思います。

弁護士と事務員とが事件の内容を共有し、共に協力しあう事で仕事がスムーズに進むと思います。どうしたらお互いの仕事がやりやすくなるか、どうしたら迅速に作業ができるか、注意する事、工夫する事はたくさんあると思います。多少の違いはあっても基本的な事は全国一律だと思うので、こうした研修が行われるのはとてもありがたいです。今後もどんどん実施してほしいし、私も積極的に参加して行きたいと思います。

(福岡法律関連労組 佐川 史)